御書院・地震の間の使用について

御書院・地震の間は現存する文化財であり、歴史的にもとても重要な場所です。 彦根城を構成する重要な要素として位置づけられており、一般の観光客等も観覧されるた め、施設を使用される際には必ず下記をご一読ください。

1 施設使用の手順



2 申請時の必要書類

電子申請時に、以下の資料を添付ください。

- ・収容人数や持ち込み機材の配置図面
- ・火災時および地震時等の、避難経路と指揮系統が記載された防災計画等
- ・その他、企画書等の資料があれば添付ください。

3 施設使用の禁止事項

以下の行為は、御書院・地震の間にて禁止されていますのでご注意ください。 また、両建造物にはトイレ・水道・冷暖房設備 等はありませんので、ご了承ください。

(1) 火気を使用する行為

- (2)暖房用の器具や電化製品(以下「暖房器具等」という。)を使用すること。ただし、燃料を用いないものおよび赤熱しない器具で、かつ絶縁抵抗試験等によって問題がないことが確認された暖房器具等は、この限りではありませんので、使用を希望する場合は、事前に文化財課と協議してください。また、使用が認められた暖房器具等を使用する場合は、配線等の被覆やよじれ、電気容量を確認し、電気配線等が観覧者の観覧動線に交錯しないように配置してください。
- (3) 看板等の設置を行うこと、または広告やこれに類するものを掲示すること。ただし、 事前に市長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 大音量で音声を流したり、不適切な衣装を着用したりするなど、品位を損なう行為。
- (5) 畳等を損傷する機材等を持ち込むこと。ただし、機材等に相当の養生を図り、事前に 市長が許可したものはこの限りではありません。なお、搬入搬出作業時に通過する部分 にも同様の対策を施すようお願いします。
- (6) 建造物に直接、釘、ねじ、接着剤、粘着テープ等を使用すること。
- (7) 御書院等で飲食すること。ただし、事前に市長の許可を得た場合は、この限りではあ りません。
- (8) ペット(盲導犬・介助犬・聴導犬を除く)を連れて入ること。
- (9) 秩序を乱す行為。

4 施設使用料

御書院棟(玄関棟を含む。)の利用	30 分未満 10,000 円
	30 分以上 4 時間未満 30,000 円
	4時間以上8時間未満 60,000円
地震の間棟の利用	30 分未満 5,000 円
	30 分以上 4 時間未満 20,000 円
	4時間以上8時間未満 40,000円

使用料は実績に応じて請求させていただきます。

電子申請方法

【手続き名】彦根城内施設使用許可申請書(御書院・地震の間)

[URL] https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1245

1 手続申込

彦根市電子申請システムの利用者登録をせずに 申請をする方…A

既に彦根市電子申請システム利用者登録済の方 …B

①A をご選択いただいた場合は、「手続き説明」 のページに移動します。記載内容にお間違いな いかご確認いただき、「利用規約」に同意いただ きます。「同意する」ボタンを押すと、次のペー ジに移動します。



②「利用 ID 入力」のページにメールアドレスを入力し、「完了する」をクリックすると、登録したメールアドレスに「【連絡先アドレス確認メール】」が届きます。

③「【連絡先アドレス確認メール】」に記載の申込画面への URL をクリックすれば、「彦根城 内施設使用許可申請書(御書院・地震の間)」の申請画面が表示されます。

2 申請書の入力

①必要事項をご入力ください。

企画書や図面がある場合は、申請の「添付書類」に添付いただくことで提出できます。 ②すべて入力されましたら、「確認へ進む」をクリックしてください。右の「申込確認」が表示されますので、必ず入力内容をご確認ください。

なお、「PDF プレビュー」にて入力内容を反映した申請書をご確認できます。

「申込む」をクリックしましたら、申請完了です。

③申し込み完了のページに、整理番号とパスワードが記載されています。「PDF ファイルを出 カする」をクリックすると、申請書の PDF がダウンロードできます。

④「送信完了」のメールが送信されますので、メールをご確認ください。